

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
がとよき日
の翌日）

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員就任（農村整備課）

土地改良区の役員退任（〃）

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令（二件）
（造林課）

松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令（〃）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が就任した旨の届出があ

つたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 寿 気高郡青谷町大字河原二七二

〃 長谷川 二郎 〃 〃 四三一

〃 長谷川 健介 〃 〃 九六二一三

〃 秋吉 至 〃 〃 八一三

〃 中原 和則 〃 〃 二八二

〃 山本 丈夫 〃 〃 気高町大字飯里一一三

〃 飯田 伊知郎 〃 〃 鹿野町大字中園一八三

監事 秋吉 有信 気高郡青谷町大字河原三八七一二

〃 田中 敏明 〃 〃 気高町大字上原一六三

平成元年十二月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 松 尾 誠 壽 西伯郡大山町豊房三四九

平成三年七月二十五日退任

鳥取県告示第六百九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成三年九月十日から平成四年二月二十九日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第六百十号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成三年九月十日から平成四年二月二十九日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を行うこと。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとする

ときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第六百十一号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四

第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成三年九月十日から平成四年二月二十九日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 その他必要な事項

1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 二に掲げる措置については、破砕を行う場合においても、枝条は焼却すること。破砕については、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパー）により破砕する場合には、十五ミリメートル）以下となること。

3 二に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る松林の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第六百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年六月十八日 鳥取県指令受鳥土維第百八十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳尾字蛇尾ノ二及び字蛇尾ノ三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第六百十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月七日 鳥取県指令受鳥土維第七百十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市丸山町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三
株式会社不動産
代表取締役 田中宣二

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年八月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ダブルセブンS3	株式会社三思
〃	ホールドマシンIV	〃
〃	ランニング	株式会社大一大

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】